

戸籍の届け出

手続きは市民課・支所の窓口で

戸籍は、日本人の出生から死亡までの身分関係を登録し証明するものです。

子どもが生まれたとき、結婚・離婚するとき、家族が亡くなったときなどは、市民課(市役所1階)または下総・大栄支所に届け出をしてください(遠山・赤坂分室では受け付けできません)。

届け出をするときは、次のことに注意してください。また、外国籍の人は届け出の種類や国籍によって必要な書類が異なるため、市民課(☎20・1525)へ問い合わせてください。

- 出生届：子どもの名前には、常用漢字・人名用漢字・ひらがな・カタカナを使用する
- 死亡届：使用する火葬場を決めてから届け出をする
- 婚姻届：届け書に成人の証人(2人)が署名・押印する。未成年者は父母の同意書を用意する

○離婚届：協議離婚のときは、届け書に成人の証人(2人)が署名・押印する。離婚後も婚姻時の氏を称するときは、離婚の日から3カ月以内に「離婚の際に称していた氏を称する届」を提出する

本人確認が必要です

婚姻届・離婚届・養子縁組届・養子縁組届・認知届を提出する際は、届け出に来た人の本人確認を行います。運転免許証やマイナンバーカード、顔写真付きの住民基本台帳カード、パスポート、保険証など本人確認ができる物を持ってきてください。

休日の届け出

日曜日の午前8時30分〜午後5時15分は、市民課で届け書を受け付けます。

それ以外の時間帯は休日夜間受付(市役所地下1階)で届け書を預かり、翌開庁日に審査した後、受

理します。受理日は休日夜間受付で預かった日となります。

添付書類が不足している場合などは、再度来てもらうことがあります。

※くわしくは市民課(☎20・1525)へ。

ウォームビズ

市役所で省エネ対策

市では、11〜3月に、省エネ対策としてウォームビズ(室温20℃を目安とした空調の稼働、フリースなどの重ね着や膝掛けなどを活用した過度に暖房に頼らない義務)を実施しています。皆さんのご理解とご協力をお願いします。

※くわしくは環境計画課(☎20・1533)へ。

ちばの食育月間

食生活の大切さを考える

県では、旬の地元食材が豊富に出回る11月をちばの食育月間とし、食育の普及・啓発を行っています。

この機会に、食に関する正しい知識を身に付け、食生活の大切さを考えましょう。

※くわしくは農政課(☎20・1541)へ。

標準営業約款制度

Sマークを知っていますか

標準営業約款(Sマーク)は、法律で定められた消費者擁護のための制度です。



店頭でSマークを掲げている理容店、美容室、クリーニング店、めん類飲食店、一般飲食店は、厚生労働大臣認可の約款に従って営業している安全・清潔・安心な信頼できる店舗です。

※くわしくは千葉県生活衛生営業指導センター(☎043・307・8272)へ。

給与支払報告書の様式

11月6日から配布します

令和3年度分給与支払報告書の

様式を、11月6日(金)から市民税課(市役所2階)で配布します。100部以上必要な場合は、事前に同課(☎20・1513)へ問い合わせてください。

なお、そのほかの年末調整関係用紙は成田税務署での配布となります。

※くわしくは、給与支払報告書の様式については市民税課、そのほかの年末調整関係用紙については成田税務署(☎28・5151)へ。

税を考える週間

国税庁の取り組みを紹介

11月11日(水)〜17日(火)は税を考える週間です。

税務行政に対する知識と理解を深めてもらうため、国税庁ホームページ(<https://www.nta.go.jp>)で国税庁の取り組みなどを分かりやすく最新のデータで紹介するほか、税務職員の業務を映像で紹介しています。

※くわしくは成田税務署(☎28・5151)へ。



市長日誌

10月1日(木)～15日(木)

3日	JA全農WCBF少年野球教室成田教室
	新型コロナウイルス感染症対策本部会議(9日)
8日	高齢者クラブ連合会表彰式
	避難所担当職員研修会(感染症予防)
9日	台風14号に係る庁内対策会議
13日	国家戦略特区における在留資格の特例に係る連携協定締結式(成田市・成田日本語学校)
	千葉ロッテマリーンズALL for CHIBA 成田デー
14日	横芝・神崎間首都圏中央連絡自動車道建設促進協議会要望活動



成田日本語学校と協定を締結(13日)

女性に対する暴力をなくす運動

一人で抱え込まずに相談を

11月12日(木)～25日(水)は女性に対する暴力をなくす運動期間です。

これに合わせ、法務局職員や人権擁護委員が対応する女性の人權ホットラインでは、時間を延長して相談に応じます。

女性の人權ホットライン

日時 11月12日(木)～18日(水)午前8時30分～午後7時(14日(土)・15日(日)は午前10時～午後5時)

内容 配偶者などからの暴力、ストーカー被害など、女性人權問題に関する相談

電話番号 0570・070・810

県女性サポートセンター

時間 24時間年中無休

内容 配偶者などからの暴力や家

庭・生活などに関する相談

電話番号 043・206・8002

※くわしくは各相談窓口へ。

住宅用省エネルギー設備

設置に補助金を交付

市では、住宅用省エネルギー設備を設置した人や、設置された住宅を購入した人で、一定の要件を満たす場合に補助金を交付しています。

補助を受けるには、設備を設置した日または設備が設置された住宅を購入した日の翌日から2年以内に申請が必要です。

対象設備と補助額(上限額)

- 太陽光発電システム：9万円
- 燃料電池コージェネレーションシステム(エネファーム)：8万円

円

- 定置用リチウムイオン蓄電池：10万円
- 家庭用エネルギー管理システム(HEMS)機器：1万円
- 太陽熱利用システム：5万円(強制循環型のみ)
- 地中熱利用システム：10万円

※くわしくは環境計画課(☎20・1533)または市ホームページ(<https://www.city.narita.chiba.jp/kurashi/page111200.html>)へ。

大気汚染防止のための冬期対策

車の使用は控えめに

県では、11～1月を大気汚染防止のための冬期対策期間としています。冬期は大気がよく、汚れやす

くなります。大気汚染物質の一つである窒素酸化物の排出削減対策のため、次のことを心掛けましょう。

- 公共交通機関の積極的な利用
- 車の使用時はアイドリング・ストップなどのエコドライブ
- 自動車の購入時には低公害車を選ぶ

※くわしくは環境対策課(☎20・1532)へ。

地域のコミュニティ活動の支援

宝くじ収益金による助成

自治総合センターでは、社会貢献広報事業として、宝くじの収益金で地域のコミュニティ活動に対する助成を行っています。

令和2年度は吉岡第三大栄ニュータウン自治会が、祭りに使用するステージを整備しました。

※くわしくは市民協働課(☎20・1507)へ。

成田市民憲章の推進

5カ条の精神を未来へ

成田市民憲章は、市民の幸せを願い、未来への理想を掲げ昭和46

年11月3日に制定されました。「住んでいて良かった」「これからも住み続けたい」と思えるまちづくりを推進していくために、市民憲章が掲げる5カ条の精神を未来へ継承していきましょう。

成田市民憲章

信仰のまち、世界に通ずるまち成田はわたくしたちのふるさとです。

ゆたかな自然と文化にめぐまれてきたわたくしたち成田市民は、大きな希望と誇りをもって世界に伸びようとしています。

わたくしたちは、成田のかがやかしい発展とおたがいのしあわせをねがい、この市民憲章をさだめます。

- 一 親切な心で平和な成田をつくりましょう。
- 一 よろこんで働き豊かな成田をつくりましょう。
- 一 きまわりをまもり住みよい成田をつくりましょう。
- 一 自然と文化を大切に美しい成田をつくりましょう。
- 一 若い力をそだて明るい成田をつくりましょう。

※くわしくは総務課(☎20・1510)へ。

犯罪被害給付制度

被害者や遺族へ支援

犯罪被害給付制度は、故意の犯罪行為により不慮の死を遂げた被害者の遺族や、身体に重大な被害を受けるなどした被害者に対し、国が給付金を支給するものです。

また、市では成田市犯罪被害者等支援条例に基づき、支援金を支給しています。

※くわしくは、制度については原警察本部警務課犯罪被害者支援室(☎043・201・0110内線2704)、条例については交通防犯課(☎20・1527)へ。

空き家バンク

物件を有効活用しませんか

市では、空き家(戸建て)の所有者と利用希望者をつなぐ空き家バンクを開設しています。

空き家バンクは、物件情報を市に登録することで空き家バンクホームページ(http://www.akiyabank.com/unari_akiya_bank)などに公開され、利用希望者を募

ることができる制度です。

契約手続きは、千葉県宅地建物取引業協会印旛支部の会員が仲介します。

※くわしくは建築住宅課(☎20・1564)へ。

排水設備の清掃・点検

訪問セールスにご用心

「市役所から紹介されて排水設備の清掃・点検に来た」と家庭を訪問し、不要な契約や金銭を求め業者が見受けられます。市では業者のあつせんは行っておりません。

訪問セールスで不審に感じたら下水道課(☎20・1553)へ連絡してください。

※くわしくは同課へ。

動物による危害防止対策強化月間

飼い主は責任をもって

動物を飼っている人は、次のことに注意しましょう。

- 犬を飼うときは必ず登録し、狂犬病予防注射を毎年受けさせる
○犬の放し飼いはしない

○犬の散歩は短い引き綱を付け、動きを制御できる人が行い、散歩中にした排せつ物は持ち帰る

○猫は室内で飼う
○動物に迷子札などを付け、飼い主が分かるようにする

○猿・蛇・ワニなど危険な動物に指定されている動物を飼育する場合は、あらかじめ保健所長の許可を得る

捨て犬・捨て猫の禁止

動物を捨てる行為は犯罪で、法律で100万円以下の罰金が科されます。捨てられて保護された犬・猫は、引き取る人がいないと処分されます。ペットは責任をもって最後まで面倒を見ましょう。

※くわしくは環境衛生課(☎20・1531)へ。

個人事業税

11月30日まで

個人事業税の第2期分の納期限は、11月30日(月)です。金融機関やコンビニエンスストアで納めてください。

納付には便利で確実な口座振替をお勧めします。また、納期限内であれば千葉県税クレジットカー

ドお支払いサイト(https://kouki.nf-regi.com/fc/chiba_pref)でも納付できますので利用してください。

※くわしくは佐倉県税事務所(☎043・483・1114)へ。

国家戦略特区による規制緩和

新たな特例の認定

市が内閣府に提案した「海外大学卒業外国人留学生の就職活動継続に係る在留資格に関する特例」の活用が認定されました。

これまでは、海外の大学を卒業後、日本語教育機関へ留学し卒業した外国人が日本で就職活動をする場合の在留資格がありませんでした。

今回の特例を活用すると、卒業後も最大1年間の在留資格が与えられ、日本企業への就職活動を行うことができます。

これにより、海外の大学を卒業した優秀な外国人の受け入れが促進され、国際競争力の強化につながります。

特例を活用するには

外国人留学生在が一定の要件を満たしているほか、日本語教育機関

も一定の要件を満たすことについて市から確認を受けている必要があります。

現在、市から確認を受けている日本語教育機関は成田日本語学校(橋賀台)です。

この特例の在留資格の申請手続きは、東京出入国在留管理局千葉出張所(☎043・242・6597)で受け付けています。

※くわしくは国家戦略特区推進課(☎20・1506)へ。

空き地の管理

草刈り機を無料で貸し出し

空き地の雑草を伸びたままにしておくと、ごみの捨て場所にされたり、害虫類の発生原因となったりするなど、周囲に迷惑が掛かります。また、通行の妨げや火災の原因となりかねません。

空き地の所有者は早めに草を刈るなど、土地を適正に管理してください。

市では、草刈り機を無料(刈り刃と燃料は自己負担)で貸し出していますので利用してください。 ※くわしくは環境対策課(☎20・1532)へ。